

伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 6 日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市条例第 19 号

伊万里市報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例

伊万里市報酬及び費用弁償条例（昭和 31 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項から開票立会人の項までを次のように改める。

選挙長	日額 1 万 2, 2 0 0 円
投票所の投票管理者	日額 1 万 4, 5 0 0 円（職務に従事した時間（以下「従事時間」という。）が 1 3 時間に満たないときは、当該日額を 1 3 で除して得た額に従事時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を乗じて得た額（1 0 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。））
期日前投票所の投票管理者	日額 1 万 2, 8 0 0 円（従事時間が 1 1 時間 3 0 分に満たないときは、当該日額を 1 1. 5 で除して得た額に従事時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があるときはこれを 1 時間に切り上げ、3 0 分未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）を乗じて得た額（1 0 0 円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。））
開票管理者	日額 1 万 2, 2 0 0 円
選挙立会人	日額 1 万 1 0 0 円
投票所の投票立会人	日額 1 万 2, 4 0 0 円（従事時間が 1 3 時間に満たないときは、当該日額を 1 3 で除して得た額に従事時間（3 0 分以上 1 時間未満の端数があると

きはこれを1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときはこれを切り捨てる。) を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。))

期日前投票所の投票立会人 日額 1万900円(従事時間が11時間30分に満たないときは、当該日額を11.5で除して得た額に従事時間(30分以上1時間未満の端数があるときはこれを1時間に切り上げ、30分未満の端数があるときはこれを切り捨てる。) を乗じて得た額(100円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。))

開票立会人 日額 1万100円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後その期日を公示され、又は告示される選挙又は審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙又は審査については、なお従前の例による。